

平成 21 年 5 月 1 日

『報酬額基準及び報酬算定方法』 (報酬積算書)

菅野土地家屋調査士事務所

第 1 章 調査業務

第 1 事前打ち合わせ協議

1 事前打ち合わせ協議

事前打ち合わせ協議とは、受託作業全般について、全体計画及び作業項目の作業内容について、事前に委託者と相談・協議・打ち合わせを行うことをいう。

受託者は、委託の目的及びその内容、委託者の権限の有無等を聴取し、参考資料の提示を求め、委託の趣旨をよく理解のうえ、作業の効率性を考慮して、具体的作業を立案し、委託者と各作業項目ごとの作業計画を協議する。

2 委託契約書の作成

受託者は、作業計画に基づき、業務処理の概要・予定期間・報酬の概算額等を委託者に説明し、これを「委託契約書」に明記し、委託者と取り交わした上で、業務に着手する。

「委託契約書」には、報酬の支払時期、着手金、事前調査費用、特別費、業務処理を中途終了した場合の措置、困難な業務処理の成功報酬の定め、その他特約事項等について、委託者との合意を得て定める。

3 . 報酬額基準の設定 (固定額、 1 事件 11,900 円)

事前打ち合わせ協議は、委託者の意向を確認し、全体計画及び個別の作業計画を策定するための協議であり、委託目的を円滑に完了するために行う。

(1) 報酬額の算定方法

報酬額は、標準作業時間に、調査士の日額と経費率を設定して算定する。

内業

相談・協議・打ち合わせの実際の作業時間	60分
全体計画・作業計画の実際の作業時間	30分
契約書作成の実際の作業時間	30分
作業時間の合計	120分
作業効率内業	1.0
歩掛	120分 ÷ (1.0 × 480) = 0.25
日額 調査士1名	34,030 × 0.250 = 8,508円
諸経費	0.4 × 8,508円 = 3,403円
合計	11,911円

(2) 報酬額基準

業務を受託する場合、あらかじめ業務報酬の概算額を積算する場合には、標準的作業時間を設定して行う。

この標準時間の統計数値をサイクルタイムという。(事前打ち合わせ協議では120分) 報酬額の積算は、サイクルタイムにより算定する。

サイクルタイムから、作業効率を考慮して、1日の労働時間の割合、「歩掛」(事前打ち合わせ協議では0.25)を計算し、これに日額(調査士1日34,030円)を乗じ、諸経費(40%)を加味して業務報酬を積算する。

業務報酬額の積算は、以上の【歩掛方式】に基づく。

以上の積算方式により、「事前打ち合わせ協議」の報酬額基準を算定、1事件11,900円である。

第2. 資料調査

資料調査とは、法務局等の公的機関、その他の者が保管する公簿類、地図類、図面類等の閲覧、謄写、収集、照合及び分析整理、調書の作成並びに疎明書面の照合及び点検の作業をいう。

1. 公簿類調査

申請地及び必要な隣接地の土地所有者あるいは立会適格者等を調査する。

(1) 作業内容

登記所登記簿、登記事項要約書、登記事項証明書、閉鎖登記簿等々の調査
市町村固定資産課税台帳の調査
県公文書館土地所有権委員会申告書等の調査
県地籍調査分室地籍調査票等の調査

(2) 成果品

登記事項証明書
登記事項要約書

(3) 報酬額基準

報酬額基準 1筆 580円

(4) 報酬額の算定

公簿類調査の報酬額は、「登記事項要約書」等の作業成果の筆数に基づき算定する。

2 . 地図類調査

申請地及び必要な隣接地の土地の区画を謄写して調査する。

(1) 作業内容

登記所地図閲覧
登記所旧土地台帳附属地図閲覧
県地籍調査分室地籍図原図、調査素図等閲覧
県地籍調査分室地籍調査基準点網図、成果閲覧
那覇防衛施設局明確化地籍調査図根点網図、成果閲覧
市町村土地区画整理確定測量基準点成果閲覧
個人所有土地境界関係資料閲覧

(2) 成果品

地図写し図
図根点成果調査表
地図のコピー
図根点成果のコピー。

(3) 報酬額基準の設定

報酬額基準 1筆・1点 580円

【地図、図根点の成果を特に謄写した場合】

報酬額基準 1筆・1点 1,060円

(4) 報酬額の算定

地図類調査の報酬計算は、実際に謄写した成果品の「地図写し図」、「図根点成果調査表」の調査数量（土地の区画の筆数、図根点数）に基づき計算する。

3. 図面類調査

図面類とは、面積、辺長、境界点及び数値の記載のある確定測量図の調査をいい、申請地及び必要な隣接地について、土地の区画を謄写して調査する。

(1) 作業内容

登記所保管の地積測量図の閲覧謄写

市町村、土地区画整理組合保管の仮換地あるいは確定測量図の閲覧謄写

個人所有の土地境界関係資料等の閲覧謄写

(2) 成果品

地積測量図

確定測量図の写し図

地積測量図あるいは確定測量図のコピー

(3) 報酬額基準の設定

報酬基準額は、実際に謄写、閲覧した成果について、 1筆 2,230円

コピー等により交付を受けた図面について、 1枚 970円

(4) 報酬額の算定

図面類調査の報酬は、実際に謄写した成果品の「地積測量図の写し図」の筆数、あるいは、「地積測量図」、「確定測量図」のコピーの枚数に基づき算定する。

4 . 疎明書面類調査

疎明書面の添付が必要な登記申請事件について、登記の「真正」あるいは「適否」を判断するための調査である。

(1) 作業内容

委託者から提示された書面について打ち合わせ・照合・分析を行う。

住所証明書関係資料（住民票、戸籍の附票、不在住、不在籍証明書等）
相続証明書関係資料（戸籍謄抄本、遺産分割協議書等）
農地法関係資料（非農地証明書、転用許可書、現況証明書等）
土地売買契約書、境界確定協議書等の私的資料等

(2) 成果品

疎明書面等の写し

(3) 報酬額基準の設定

報酬額基準	1件	4,460円
-------	----	--------

疎明書面は、登記申請の「真正」あるいは「適否」の判断を行うものであり、職能的判断を要する。書類の枚数に関わらず固定額とする。

第3 . 現地調査

1 . 現地事前調査

現地事前調査とは、委託者の指示事項と資料調査で収集した資料を踏まえて現地を踏査し、作業工程全般にわたり、委託目的を実現するために留意しなければならない事項を確認して、作業計画を策定するための基礎的な調査である。

(1) 作業内容

対象物件の位置の調査、確認
資料と現地の対照
所有者、居住者、耕作者等の調査、事情聴取、

土地の利用状況、占有状況の調査
境界標、筆界が推認される構築物等の調査
復元測量の要否の確認
地域区分、精度区分の調査
基準点等の調査、多角点の選点
図面の整理、調査結果の整理

現地事前調査の作業内容は、作業工程の全般にわたり留意する調査である。

調査結果に基づく作業計画は、調査、測量の範囲と方法を方向付けることになる。

委託者に事前に十分説明のうえ、合意（事前打ち合わせ協議）を得て着手することが望ましく、また、着手後、実際に、調査・測量を行った結果、いったん疑義を生じた場合には、あらためて、事前調査の作業を再調査し、疑義の解消を図らなければならない。

（２）成果品

基礎調査図
位置誤差検証図
その他の調査書類

（３）報酬額基準の設定（固定額）

報酬額基準	1件・1筆	32,030円
-------	-------	---------

現地事前調査は、委託目的を完遂するための作業計画全般の策定にかかわり、職能的判断が求められる重要な作業である。

現地は、多種多様であり、標準作業を基本として、固定額とする。

ア 立ち入り困難な場合（軍用地の場合等）

現地の調査を行うことができないから、内業について報酬額基準を設定する。

報酬額基準	1件	5,955円
-------	----	--------

イ 受託した土地が2筆の場合

報酬額基準	加算1筆	16,150円
-------	------	---------

ウ 多数筆の受託の場合

連続作業の効率性を考慮、適宜、減額する。

2 . 筆界確認

筆界確認とは、筆界確認のための多角測量、画地調整、復元測量、立会等の諸作業を行って得られた調査測量の成果と、収集した既存の調査諸資料との照合、分析を行い、筆界を現地に特定する作業である。

3 . 筆界確認のための基礎測量

基礎測量は原則として筆界確認の要素となるものを測量し、地図等の収集資料との整合性を検証する。

基礎測量は、地籍図の図根点、あるいは地積測量図等の確定測量図に記載の測量基準点等、先行する作業で筆界を特定した**測量の基準点**（以下「旧基準点」という）に基づき行うことが最も望ましい。

旧基準点が亡失している場合は、旧基準点を復元して行う。

旧基準点がごとく亡失している場合は、公共基準点をもとに行う方法か、現地に任意の器械点を設置して行う局地測量の方法かのいずれかの選択で行う。

現地周辺に筆界確認の準拠点（筆界標及び筆界を推認できる構築物）があらかじめ明確に特定できる場合は、局地測量の方が有利である。

準拠点が不明な場合は、公共基準点に基づく方法を計画する方が、より作業の軽減を図ることができる。

近傍の公共基準点を既知点として多角測量を行い、多角点を新設して基礎測量を行う場合、旧基準点の精度が劣っている場合は、新旧の基準点間の位置誤差を生じ、現地の既存の境界標あるいは筆界を推認できる構築物と地図とが平行移動的なズレやあるいは不規則なズレを生じる。

このようなズレがある場合は、新設基準点から測量行った現況図と地図との「重ね図」を筆界確認の基礎調査図として利用することは、適当ではない。

筆界の確認の作業の為には、既存の明確な筆界標を準拠点として座標変換等の調整作業を行いズレを解消して、「重ね図」＝「基礎調査図」を作成する。

近傍に適当な公共基準点がなく、また、明確な準拠点もなく、多角測量も、局地測量も行いうることができない場合は、公共基準点を既知点として、基準点測量を行い、基準点を新設して基礎測量を行う。

4 . 基準点測量（公共座標）

基準点測量は、国家基準点または公共基準点を既知点として、建設省公共測量作業規定（以下「公共規定」という）の3，4級基準点測量の作業方式に準拠して行う。

（1）報酬額基準の設定

基準点測量は、技術的作業が中心である。報酬積算は、作業成果の基準点の点数により加算する。

ア . 3級基準点測量

報酬額基準	1点	89,090円
-------	----	---------

イ . 4級基準点測量

報酬額基準	1点	20,380円
-------	----	---------

（2）報酬額の算定

トランシットを設置して観測を行った基準点数に、報酬基準額を乗じて算定する。後視方向点については適用しない。

5 . 多角測量

多角測量は、国家基準点または公共基準点もしくは、地籍図根点等を既知点として、「調測」第45条の規定に準拠して行う。

（1）作業内容

多角測量は、筆界点の位置の特定のために行う基礎測量で、後から行われる各種測量の骨格となる測量である。新設した多角点あるいは器械点をもとに、基礎調査図作成のための細部現況測量を行う。

ア . 4級以上の公共基準点（公共座標）を既知点とする多角測量

単路線方式。

辺長100m以内、多角点 2点以内の開放多角方式。

辺長200m以内、多角点10点以内の同一既知点に閉合する単位多角方式。

イ．局地座標（任意座標）に基づく多角測量（調測）第75条第 2頁、第 3頁）

数個の器械点を多角点とする単位多角測量

数個の器械点を多角点とする開放多角測量

（ 2 ） 成果品

成果表

多角点網図

計算簿

多角点成果簿

精度管理表

点の記、多角点写真

（ 3 ） 報酬額基準の設定（数量従量）

報酬額基準	1 点	1 8 , 9 3 0 円
-------	-----	---------------

多角測量は、技術的作業が中心であり、観測における許容範囲は、地域区分による精度の違いはなく一律の規定である（「調測」第 69 条運用）から、作業成果の多角点の点数による数量従量額が適切である。

（ 4 ） 報酬額の算定方法

ア．多角点の報酬算定

公共座標の成果を伴う多角点については、トランシットを設置して観測した多角点の数に、報酬額基準 1 8 , 9 3 0 円を乗じて算定する。後視方向点については適用しない。

局地的な測量では、器械点が次の条件を備えるとき

- (1) 路線（単路線、開放多角、単位多角路線）の総延長が 200m を超えるとき。
- (2) 範囲が広い、障害物が多い等の理由で、結合多角路線を形成したとき。

以上の場合は、局地測量の器械点を多角点とみなし、トランシットを設置して観測した器械点の数に、報酬額基準 1 8 , 9 3 0 円を乗じて算定する。

測量の精度は、公共座標の多角測量と同一の精度を要する。

路線の総延長が 200m 超えない場合及び結合多角路線を形成しない局地測量の器械点は、多角点とみなすことはできないから、多角測量の報酬請求はできない。

イ．細部現況測量の報酬額基準の設定

多角点あるいは器械点から細部現況測量を行った場合は、新たに報酬額基準を設定する。

報酬額基準の設定

外業		内業	
器械据え付け	3.0 分	コンピュータに入力点検	5.0 分
観測	18.0 分	展開及び点検	11.0 分
器械移動	2.5 分		
サイクルタイム	23.5 分		16.0 分
作業効率	0.8		1.0
歩掛	0.061		0.033
日額 調査士	34,030	調査士	34,030
補助者 2 名	17,015 × 2	補助者 1 名	17,015
小計	4,165		1,702
総計			5,867
諸経費	0.4		2,346
合計			8,210
報酬額基準	1 点	8,210 円	

報酬額の算定方法

細部現況測量を行った場合、成果品として現況図を納品する。

現況図に記載の多角点あるいは器械点のうち、実際に現況を実測した観測点の数について報酬額を算定する。

ウ．多角点・器械点の標識の埋設

多角点の標識に永続性のある堅固な標識を埋設した場合は、境界標埋設と同一作業になるから、境界標埋設の報酬額基準を援用して設定することができる。

9 cm角以上 (9 × 9× 60cm) のコンクリート杭の埋設 1 1 , 1 6 0 円

金属標の埋設 (コンクリート掘削、埋め戻し) 2 , 7 9 0 円

鉄鋼芯付きプラスチック杭埋設類似例 5,580円

材料費は実費を計上する。

コンクリート杭	1,000円
鉄鋼芯付きプラスチック杭	1,700円
金属標	300円

6. 画地調整

画地調整とは、数筆の土地の位置の特定又は筆界点の復元をする場合に、基礎測量で得た既設境界標識、境界周辺の構築物、地形等の筆界確定の要素となるデータと地図類及び資料調査で収集した既存資料とを照合、点検して、面積、辺長の調整計算を行い、周辺土地との均衡調整を図り、筆界点を特定する。職能的判断を要する最も重要な作業。

(1) 筆界点を特定するための画地調整(復元型)

既存の地積測量図、法第17条地図、土地区画整理確定図等の既存資料と、現地の境界標、構築物等の位置形状等とを既定の一筆地測量及び地積測定の誤差の限度に関する公差(地籍調査作業規定別表第5)内で、筆界の位置の調整計算を行う。

ア. 作業内容

必要に応じて、土地所有権認定申告図、旧土地台帳附属地図、国調地籍調査時の調査素図等の既存資料を収集し、現地の境界標、構築物、地形等の位置形状とを比較、照合して、周辺土地との「公平性」の観点から、合理的に区画調整を行う

「公証資料」が有する所定の「公差」で、調整を行い、恣意的に筆界が特定されることのないように留意する。

以下のような調整方法が一般的である。

現地の物証や現地精通者等の証言等を検証して現地に即して区画調整を行う方法。

現地に明確な物証等が見出せない場合には、占有面積と登記簿地積との比較など、調査資料との総合的な分析と考察により客観的かつ合理的に区画調整を行う方法。

区画調整を要する境界線について公簿面積と実測面積との比例配分の方法で区画調整する方法。

それぞれが主張する境界線の間接線で区画調整する方法。

イ. 報酬額基準の設定

1 区画報酬額基準 22,810円

加算1区画報酬額基準

1筆の確定は、隣接地の確定要素となり、作業が軽減するから減額になる。

加算1区画報酬額基準 15,140円

画地調整は、地図等の基礎資料の種類（精度）により作業の難易度が相違し、関係者の権利関係の確定に結びつき利害を伴うから、地価価値への配慮が求められる。地図の種類その他、地域区分及び精度区分により、増減指数を設定し、報酬額を設定する。

A 地図の種類による増減指数

法17条地図、土地区画整理確定図、数値測量の地積測量図等、数値測量による確定成果があり、微量の調整計算で筆界を特定できるから、増減指数を0.7とする。

国調地籍図（甲2、甲3）、土地区画整理確定図等で、現地と地図とが公差内ではほぼ一致していることが通常であるから、増減指数を1.0とする。

国調地籍図（乙1、乙2）等の区域で、地図の精度が悪く、現地の占有状況とズレがあり、地積の調整や按分計算等の調整計算が何度も行うことになるから、増減指数を1.2とする。

琉球政府土地調査法地籍図等、地籍図根点が亡失し、平行移動的ズレがあるなど精度が悪く、隣接地の地積等をも比較考察しながら複雑な調整計算が必要になるから、増減指数を1.5とする。

B 地域区分による増減指数

山林原野地域は、0.6。 村落農耕地域は、0.8。 準市街化地域は、1.0

市街化地域は、1.2。 過密市街地は、1.4 とそれぞれ設定する。

画地調整増減指数標表

表1

地図の種類	確定図 17条地図等	地籍図 甲3等	地籍図 乙1等	琉球政府 地籍図等
地域区分	0.7	1.0	1.2	1.5
山林原野 0.6	0.42	0.6	0.72	0.9
村落農耕 0.8	0.56	0.8	0.96	1.2
準市街地 1.0	0.7	1.0	1.2	1.5
市街地 1.2	0.84	1.2	1.44	1.80
過密市街地 1.4	0.98	1.4	1.68	2.10

ウ．報酬額の算定方法

画地調整の報酬額は、報酬額基準に表1の難易度指数を適用して算定する。

確定図で、山林原野の地域は、最も作業が容易である。

報酬額の算定は、 $22,810円 \times 0.42$ （加減率指数）= 9,580円となる。

琉球政府の地籍図で、過密市街地は、最も作業が困難である。

報酬額の算定は、 $22,810円 \times 2.1$ （加減率指数）= 47,900円となる。

連続して、隣接する数筆を区画調整する場合

1筆について、1区画報酬額基準を適用し、他の数筆について加算1区画報酬額基準を適用する。

全地測量を行わない場合

特別の事情により、全地測量を行わず、分筆地のみを測量して、分筆地について復元のための画地調整を行う場合は、作業量が軽減しているから、加算1区画ごとの報酬基準額を適用する。

（2）分筆点を特定するための画地調整（分筆型）

ア．報酬額基準の設定

復元測量あるいは面積測量の成果に基づき、分筆地の面積、辺長を求める区画調整は、既に確定している筆界に基づき、分筆筆界点を計算により特定する作業であり、全く技術的な作業になる。増減指数を適用する必要はない。

分筆1区画については、復元型報酬額基準に「確定図の山林原野地域」難易度指数 **0.42** を適用して以下のとおり設定する。

1区画報酬額基準 9,580円
 $22,810円 \times 0.42$ （加減率指数）= 9,580円

イ．報酬額の算定方法

分筆地1区画について、分筆型1区画報酬額基準を適用する。

連続して数筆を分筆する場合は、隣接する分筆地の区画調整は、画地調整を要する区画点数の重複する割合で、作業量が軽減されるから、重複割合で減額する。

50%重複している場合は、 $9,580 \times 0.5 = 4,790円$ になる。

全地測量を行い、復元型の画地調整を行った後に、分筆地の画地調整を行う場合は、分筆地1区画については復元型の画地調整報酬額基準22,810円に難易度指数を適用して算定する。

他の分筆地1区画については、分筆型区画調整の報酬額基準9,580円で報酬額を算定す

る。

他の数筆の分筆地について画地調整を行った場合は、4,790円で報酬額を算定する。

(3) 成果品

区画調整図

7. 復元測量

復元測量とは、筆界の標識の不明又は亡失のため、既存の測量成果等の資料又は画地調整の計算資料に基づき、筆界点を測設する作業をいう。

筆界の復元は、収集した資料のもつ精度にしたがって、国土調査法施行令別表第5に掲げる公差の範囲内でなければならない(「調測」第70条第5項)

公差を越える場合は、再調査、再測量、既存資料作製者との協議、地図訂正の必要性等委託者に経緯を説明して承諾を求める。

(1) 作業内容

外業は、器械据付、杭打ち、検測作業。内業は、データ整理、作図、点検作業。外業、内業ともに技術的作業が中心である。

検測は、国土調査法施行令別表第5に掲げる公差、すなわち、位置誤差及び筆界点間距離の公差の範囲内に、測設されているか否かを点検する。

(2) 成果品

逆打ち計算簿
境界点検観測手簿

(3) 報酬額基準の設定

ア. 報酬額基準の設定

報酬額基準	1点	12,230円
-------	----	---------

復元測量は、技術的測量が中心であるが、現地が伐採や障害物がある場合は、それだけ作業が困難になるから、伐採や障害物の有無を基準に難易度指数を設定する。

また、復元測量は、測量精度に伴う注意力を必要とするから、地域区分により、難易度指数を設定する。

A. 伐採・障害物の有無による難易度指数

伐採・障害物が全く無い場合、難易度指数を 0.7。

伐採・障害物が有る場合、難易度指数を 1.0。

伐採・障害物がかなり(密に)有る場合、難易度指数を 1.3。

B. 地域区分による測量精度指数

山林原野地域は、0.6。 村落農耕地域は、0.8。

準市街化地域は、1.0。 市街化地域は、1.2。

過密市街地は、1.4。

難易度・測量精度指数表

表 2

測量精度 (地域区分)	難易度(伐採・障害物)		
	無し 0.7	有り 1.0	かなり有り 1.3
山林原野地域 0.6	0.42	0.6	0.78
村落農耕地域 0.8	0.56	0.8	1.3
準市街地 1.0	0.7	1.0	1.3
市街化地域 1.2	0.84	1.2	1.56
過密市街地 1.4	0.98	1.4	1.82

イ. 難易度・測量精度を考慮した報酬額基準の設定方法

復難易度・測量精度を考慮した報酬額基準は、復元測量の報酬額基準に表 2 の指数を乗じて算定する。

難易度・測量精度を考慮した報酬額基準

表 3

地域区分	伐採・障害物		
	無し 0.7	有り 1.0	かなり有り 1.3
山林原野地域 0.6	5,136 円	7,338 円	9,539 円
村落農耕地域 0.8	6,848 円	9,784 円	12,719 円
準市街地 1.0	8,561 円	12,230 円	15,899 円
市街化地域 1.2	10,273 円	14,676 円	19,078 円
過密市街地 1.4	14,658 円	17,122 円	22,258 円

(4) 報酬額の算定方法

ア．同一器械点から 2 点以上復元する場合

復元測量は、1 器械点から数点を同時に復元する場合は、連続作業により、2 点目以下の作業量が軽減されるから、作業効率を考慮し、2 点目以降の復元測量は、減額を行う。

減額方法を簡単化するために、1 点 1 万円を基準に、1 点につき千円を減額して減額率を算定する。

2 点目以降の減額率表（減額方法の簡単化）

表 1 2

点数	1 点目	2 点目	3 点目	4 点目	5 点目	6 点目	7 点目	8 点目	9 点目	10 点目	報酬 額	減額 率
1 点	1.0										1.0	1.00
2 点	1.0	0.9									1.9	0.95
3 点	1.0	0.9	0.8								2.7	0.90
4 点	1.0	0.9	0.8	0.7							3.4	0.85
5 点	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6						4.0	0.80
6 点	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5					4.5	0.75
7 点	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4				4.9	0.70
8 点	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3			5.2	0.65
9 点	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2		5.4	0.60
10 点	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1	5.5	0.55

注：1 点 10,000 円を基準に減額の割合を算定。

1 1 点目以降は 1 点 1,000 円を増額する。

イ．報酬額の算定方法

準市街地（伐採・障害物なし）で、10 点を復元。

難易度指数適用後の報酬基準額表、表 3 から、この土地の復元 1 点あたり報酬基準額は、8,561 円になる。

そのうち器械点 (T1) から 3 点、(T2) から 5 点、(T3) から 2 点を復元した。

合計 10 点を復元した報酬額は、2 点目以降の減額率表(表 4) を利用し、各器械点ごとに、減額率を適用して、以下のとおり算定できる。

$$\begin{aligned}
 \text{器械点 (T1) } & 3 \text{ 点} \times 8,561 \times 0.90 \text{ (3 点復元の減額率)} = 23,114 \text{ 円、} \\
 \text{(T2) } & 5 \text{ 点} \times 8,561 \times 0.80 \text{ (5 点復元の減額率)} = 34,244 \text{ 円、} \\
 \text{(T3) } & 2 \text{ 点} \times 8,561 \times 0.95 \text{ (2 点復元の減額率)} = 16,265 \text{ 円} \\
 & \text{合計} \qquad \qquad \qquad 73,623 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

ウ．境界標仮杭

復元測量で境界標の仮杭として設置した木杭、プラスチック杭等の境界標識は実費を計上できる（実費勘案額）

木杭	100円
プラスチック杭	300円

8．立会

隣接地所有者、関係権利者等の立会いを要するときは、委託者と協議のもとに計画的に実施する。

対象地が市町村界に接している場合には、原則として関係市町村の立ち会いを求める筆界確認の協議においては、基礎調査図、区画調整図、位置誤差検証図等々を示し、恣意的に筆界が定められることのないよう配慮する。

立ち会いを行った結果、合意が得られなかった場合には、できるだけ解決されるように努力する。合意を得られないことから、筆界が特定できない場合、業務は休止される。

筆界の物証、書証等により、筆界が明確に確認できる場合は、立会を省略することができる。

（1）民有地境界確認

立会とは、隣地土地所有者と境界を確認し、合意を得る作業をいう。

立会は、相隣者間の境界の安定を図る上で、大変重要な作業であるが、しばしば「気に入らない」の一言で不調になる。しかし、困難な場面でも、調査士の専門的知見を最もよく発揮できる。

慎重に、そして丁寧に行った「正確かつ公平」な調査・測量の資料を関係者に提示しながら、問題解決の道筋を提起し、当事者の「了解」を求めることになる。

立会の作業は立会調書の署名又は印鑑受領の作業を含む。

ア．報酬額基準の設定

報酬額基準	1人・1点	7,490円
-------	-------	--------

【筆界点を2点以上立会する場合の報酬額基準】

報酬額基準	1点	2,480円
-------	----	--------

立会は、一度で完了する容易なものから、度々行う困難なものがあり、不動産の価格に見合う注意力を要する。したがって、難易度・地価価値を考慮し、増減指数を設定する。

イ 増減指数の設定

A 難易度指数の設定

容易な立会

筆界の大半が既設の境界標で、筆界が明確なことから、調査・測量に基づく説明を要しない場合、立会は、客観的に最も容易であり、難易度指数を **0.7**。

普通の立会

筆界の大半が復元した境界標で、調査・測量をおこなった資料を基に「正確かつ公平」に筆界が確認されていることを、説明して、了解を得た場合は、通常の立会作業であり、難易度指数を **1.0**。

困難な立会

復元点あるいは筆界点について、立会者に疑義があり、各種資料との整合性の説明を求められ、現地立会を2回以上行って、了解を得た場合、困難な立会であり、難易度指数 **1.3**。

B 地域区分による地価価値指数

山林原野地域は、0.6。 村落農耕地域は、0.8。 準市街化地域は、1.0。
市街化地域は、1.2。 過密市街地は、1.4。

立会増減指数表

表 5

難易度	容易	普通	困難
地価価値	0.7	1.0	1.3
山林原野 0.6	0.42	0.6	0.78
村落農耕 0.8	0.56	0.8	1.04
準市街地 1.0	0.7	1.0	1.3
市街地 1.2	0.84	1.2	1.56
過密市街地 1.4	0.98	1.4	1.82

ウ 報酬額の算定方法

市街地で行った1人・筆界5点の立会の報酬額は、報酬額基準に、表5の指数を適用し以下のとおり算定する。

容易な立会 (7,490円×人数1+2,480円×4点)×0.84=15,834円

普通の立会 (7,490円×人数1+2,480円×4点)×1.20=20,892円

困難な立会 (7,490円×人数1+2,480円×4点)×1.56=27,159円

エ 成果品

立会証明書

(2) 公共用地境界立会

公共用地境界立会とは、公共用地と民有地との境界の確認申請及び筆界の確認作業をいう。公共用地との立会が必要なものについては、委託者に説明して、各官公署等が定めた境界立会規定に基づき実施する。

ア 報酬額基準の設定

報酬額基準の設定は、各官公署等の立会手続きに必要な添付書類等の実情を考慮し、以下のように設定する。

- 市町村立会 1点 14,110円
境界確認申請書、委任状、付近見取り図、地図写し、地積測量図、境界確認書、現況写真、その他。
- 土木事務所立会 1点 16,255円
添付書類 + 印鑑証明書。
- 国道事務所立会 1点 32,510円
添付書類 + 登記事項証明書、印鑑証明書、実測平面図、実測断面図

イ 筆界2点以上の立会の報酬額基準の設定

筆界2点以上を立会いする場合には、民有地境界と同様、筆界1点増加することにより、報酬額基準 1点当たり、2,480円とする。

ウ 増減指数

民有地境界立会と同様に設定。

公共用地立会増減指数表

表6

難易度	容易	普通	困難
地価価値	0.7	1.0	1.3
山林原野 0.6	0.42	0.6	0.78
村落農耕 0.8	0.56	0.8	1.04
準市街地 1.0	0.7	1.0	1.3
市街地 1.2	0.84	1.2	1.56
過密市街地 1.4	0.98	1.4	1.82

エ 報酬額の算定方法

市街地で、難易度が普通の立会事件について、筆界点4点を立会した報酬額の算定は、表3から指数1.2を選択して、官公署ごとに、以下のとおり算定する。

市町村は、 $(14,110 \text{ 円} + 2,480 \text{ 円} \times 3 \text{ 点}) \times 1.2 = 25,860 \text{ 円}$

土木事務所は、 $(16,255 \text{ 円} + 2,480 \text{ 円} \times 3 \text{ 点}) \times 1.2 = 28,434 \text{ 円}$

国道事務所は、 $(132,510 \text{ 円} + 2,480 \text{ 円} \times 3 \text{ 点}) \times 1.2 = 47,940 \text{ 円}$

第2章 測量業務

第1 . 面積測量（一筆地測量、筆界点測量）

面積測量とは、観測点（基準点、多角点、器械点、既設筆界点）に基づき、立会後に確認された筆界点、分割点、復元点の位置を測定する作業をいう。

1 . 作業内容

数値測量を原則とする。

外業は、器械据付、観測、筆界線整理、筆界点間検測、移動。

内業は、観測簿整理、電算入力、面積計算・点検、展開・計算、測量原図作成。

（1）面積測量と復元測量及び境界点測設との作業の同一性

面積測量の報酬計算の対象となる外業の作業は、

基礎調査の現況測量で確認した既設の筆界標

復元型画地調整に基づき復元測量で復元した復元点の境界標（復元測量）

分筆型画地調整に基づき設置した分筆点の境界標（境界点測設）

復元点、分筆点に埋設した永久境界標（境界標埋設）

について、観測と点間距離の検測を行った作業に対する報酬である。

復元点及び分筆点の観測及び検測の作業は、復元測量および境界点測設の作業項目と同一作業で、既に報酬が算定されている。

また内業の 観測簿整理、電算入力の作業も、重複作業として報酬が算定されている。

したがって、すべての筆界に既設の境界標があり、復元測量が行ななかった場合以外は、復元測量及び分筆点測設の重複作業について減額する。

(2) 面積測量測量原図作成作業の報酬額基準の設定

復元測量、及び境界点測設が行われた場合は、各作業の成果を面積測量の成果として利用できるから、復元点及び分筆点については、あえて、面積測量を行う必要がない。

そこで、その重複部分を除いた作業、つまり、**測量原図作成のための内業の作業の報酬基準を設定する。**

2 面積測量報酬額基準の設定

面積測量は、外業について調査士及び補助者2名、内業について調査士及び補助者1名が、土地 100 m²、器械点3点、筆界点5点の土地について行った**外業85分、内業145分**の作業を標準作業として、「歩掛」を算定し、報酬額基準を設定する。

次に、各面積区分ごとに、面積の増加に対応して、「歩掛」の調整をして、基準額を設定する。

面積測量の報酬額基準

表7

100 m ² 44,000 円	200 m ² 55,500 円	300 m ² 64,400 円	400 m ² 71,800 円	600 m ² 84,400 円	800 m ² 94,900 円
1000 m ² 104,200 円	2000 m ² 140,700 円	3000 m ² 168,700 円	4000 m ² 192,300 円	5000 m ² 213,100 円	1,000 m ² 当 16,300 円

3 増減指数の設定

(1) 筆界点数による難易度指数

面積測量の報酬額は、面積と相関する。しかし、同一面積でも、筆界点数に違いがあれば、外業・内業共に作業量の増減を生じるから、筆界点の数により難易度指数を設定する。

(2) 地域区分による測量精度指数

面積測量の測量成果は、所要の精度を要する地積測量図として登記所に備え付けられ、筆界の「公証資料」として証明力の高い資料となるから、所定の測量の精度を満たすものでなければならない。

「地積測量図は、地図の精度と同等以上のもの、なお、現実にその地域が市街地地域であるにもかかわらず、甲3の地籍図が地図として備えつけられている場合には地積測量図は甲2以上の精度のものを提出すべきである」から、現地の地域区分は、地積測量図の測

量精度を規定する基準である。

したがって、地域区分を基準に測量精度指数を設定する。

面積測量増減指数表

表 8

測量精度 筆界点数	耕地	村落地・原野	準市街地	市街地	過密市街地
3-5点 0.7	0.5	0.63	0.77	0.91	1.05
6-10点 0.9	0.63	0.81	0.99	1.17	1.35
11-15点 1.1	0.77	0.99	1.21	1.43	1.65
16-20点 1.3	0.91	1.17	1.43	1.69	1.95
21-25点 1.5	1.05	1.35	1.65	1.95	2.25

4 報酬額の算定方法

面積測量の報酬額の算定は、分筆前の1筆地の面積に対応する各面積区分ごとに設定した報酬基準額を適用する。

分筆残地を差し引き計算して地積測量図を作製する場合は、分筆地の地積のみが報酬計算の対象になる。

数筆を連続して一筆地測量を行う場合は、連続作業により隣接地の筆界の観測及び検測作業が軽減されるから、2筆目以降の増減指数は、1筆目と重複する筆界点数を除外して、増減指数を適用する。

【報酬額算定例】

準市街地で、実測面積 330 m²の境界点 6 点、の面積計算の報酬計算

$$71,800円 \quad \times \quad 0.99 \quad = \quad 71,082円$$

(400 m²の報酬基準額)(表 8 の筆界点 6 点及び準市街地の欄)

5 成果品

境界測量の観測手簿

面積計算簿

筆界点間距離検測簿

境界測量精度管理表

測量原図

6 . 測量原図作成作業の報酬額の算定

(1) 報酬額基準の設定

復元測量及び分筆点測設の測量成果を面積測量の成果として利用できる場合は、面積測内業相当分の測量原図作成作業について報酬額基準が必要になる。

測量原図作成の報酬額基準を以下のとおり設定する。

作業内容	
面積計算・点検	25 分
展開・計算	30 分
測量原図作成	40 分
計	95 分
作業効率 (1.0)	
歩掛	95 分 ÷ 480 分 = 0.198
調査士	34,030 円 × 1 名 × 0.198 = 6,735 円
補助者	17,015 円 × 1 名 × 0.198 = 3,368 円
	合計 10,103 円
諸経費	0.4 × 10,013 = 4,041 円
	合計 14,140 円

以上より、100 m²の土地の測量原図作成相当の報酬基準額は、14,140 円になる。

200 m²の場合は、測量原図作成相当分の所要時間だけが変わり、40 × 200 m² ÷ 100 m²

56.6 分 (計算式は「報酬算定資料」p29 参照) と、面積計算・点検・展開計算の 55 分の計 111.6 分になり、以上の「歩掛方式」で計算し、16,610 円になる。

面積測量の測量原図作成作業の報酬額基準

表 9

100 m ²	200 m ²	300 m ²	400 m ²	600 m ²	800 m ²
14,140 円	16,610 円	18,500 円	20,090 円	22,770 円	25,020 円
1000 m ²	2000 m ²	3000 m ²	4000	5000 m ²	
27,020 円	34,820 円	40,800 円	45,850 円	50,290 円	

成果品は、面積計算簿、一筆地ごとの実測図である。

(2) 報酬額の算定方法

ア 算定例 1

準市街地で、実測面積 330 m²の境界点 6 点、の測量原図作成の報酬額の算定方法

$$20,090 \text{ 円} \times 0.99 = 19,889 \text{ 円}$$

(報酬基準額表9)(指数表8、筆界点6点準市街地の欄)

イ 算定例2

全地測量で2筆、A(126㎡)とB(365㎡)に分筆する計算例

測量原図作成の報酬額基準は、分筆地ごとに適用し、該当する難易度指数により、算定する。

筆界点数 A(7点) B(4点) 市街地の場合

Aについて 16,610円(面積区分200㎡表9)×1.17(表8)=19,433円

Bについて 20,090円(面積区分400㎡表9)×0.91(表8)=18,281円

筆界の大半が復元点で、既存の境界標が少ない場合は、面積測量の報酬計算は、測量原図作成の報酬基準額を計上し、既存境界標の観測作業は、境界点測設の報酬額で算定する。

第2 境界標設置

1 境界点測設

境界点測設は、分筆のための画地調整の結果に基づき、木杭等をもって現地に分筆点を測設する作業をいう。

木杭、測量鋏、刻印、60cm未満のコンクリート杭又はプラスチック杭で根巻きを施さないものは境界点測設として扱い、境界標埋設の費用を請求できない。

復元測量に基づき仮杭を設置した場合の報酬額は、復元測量に含まれる。

分筆をする場合に画地調整の結果に基づかず、既存の構築物等の屈曲点が、分筆点となる場合の実測測量の報酬額は、面積測量に含まれる。

既存の境界標が少なく、筆界の大半が復元点で、面積測量の報酬計算を測量原図作成の報酬基準で算定する場合は、**本来面積測量で計上する既存の構築物等の屈曲点や、既設幅杭点等の分筆点の観測作業の報酬額の算定は、境界点測設の作業点数に加えて計算する。**

(1) 作業内容

器械据え付け、境界点までの障害物の撤去、分筆点の逆打ち、木杭打設、筆界点間検測、点検測量器械移動の外業25分、データ整理、データ入力点検、作図・点検の内業26分の作業が標準である。検測は、国土調査法施行令別表第5に掲げる公差、すなわち、位置誤差及び筆界点間距離の公差の範囲内に、測設されているか否かを点検する。

(2) 成果品

逆打ち計算簿
境界点検観測手簿

(3) 報酬額基準の設定

ア 報酬額基準の設定

報酬額基準 1点 10,090円

境界点測設は、技術的測量が中心であるが、現地が伐採や障害物がある場合は、それだけ作業が困難になる。また、測量精度を満たすために、事件対象の地域区分に相関する測量精度を必要とするから、難易度指数や測量精度指数を設定する。

A 伐採・障害物の有無による難易度指数

伐採・障害物が全く無い場合、0.7。
伐採・障害物が有る場合、1.0。
伐採・障害物がかなり密に有る場合、1.3。

B 地域区分による測量精度指数

山林原野地域は、0.6。 村落農耕地域は、0.8。 準市街化地域は、1.0。
市街化地域は、1.2。 過密市街地は、1.4。

境界点測設の増減指数表

表10

測量精度 (地域区分)	難易度(伐採・障害物)		
	無し	有り	かなり有り 1.3
山林原野地域 0.6	0.42	0.6	0.78
村落農耕地域 0.8	0.56	0.8	1.3
準市街地 1.0	0.7	1.0	1.3
市街化地域 1.2	0.84	1.2	1.56
過密市街地 1.4	0.98	1.4	1.82

イ. 増減指数を考慮した報酬額基準の設定方法

難易度・測量精度を考慮した報酬額基準の設定は、報酬額基準に表10の指数を乗じて設定する。

報酬額基準1点10,090円について難易度・測量精度指数を適用すると、報酬額基準は、以下の表11のとおりである。

増減指数を考慮した境界点測設の報酬額基準表

表 1 1

測量精度 (地域区分)	難易度 (伐採・障害物)		
	無し 0.7	有り 1.0	かなり有り 1.3
山林原野地域 0.6	4,237	6,054	7,870
村落農耕地域 0.8	5,650	8,072	13,117
準市街地 1.0	7,063	10,090	13,117
市街化地域 1.2	8,475	12,108	15,740
過密市街地 1.4	9,888	14,126	18,363

(4) 報酬額の算定方法

ア 同一器械点から2点以上の分筆点を測設する場合(算定例)

同一器械点から2点以上を測設する場合には、2点目以下の作業については、連続作業により、作業量が明らかに軽減されるため、2点目以降の境界点測設は、減額する。

減額方法を簡単化するために、1点1万円を基準に、2点目以降の測設作業を千円ずつ減額していく場合の減額の割合で加減率を算定すると以下のとおりである。

2点目以降の減額率表

表 1 2

点数	1 点目	2 点目	3 点目	4 点目	5 点目	6 点目	7 点目	8 点目	9 点目	10 点目	報酬 額	減額 率
1点	1.0										1.0	1.00
2点	1.0	0.9									1.9	0.95
3点	1.0	0.9	0.8								2.7	0.90
4点	1.0	0.9	0.8	0.7							3.4	0.85
5点	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6						4.0	0.80
6点	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5					4.5	0.75
7点	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4				4.9	0.70
8点	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3			5.2	0.65
9点	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2		5.4	0.60
10点	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1	5.5	0.55

注：1点10,000円を基準に減額の割合を算定。

1点目以降は1点1,000円とする。

イ 報酬額の算定方法

市街地(伐採・障害物なし)で、6点の分筆点を測設する。

そのうち器械点(T1)から3点、(T2)から2点、(T3)から1点を測設する。
難易度指数適用後の報酬額基準表11から、現地の1点あたり報酬額基準は、7,063円である。

次に、2点目以降の加減率表12を利用し、各器械点ごとの報酬額を算定すると以下のとおりである。

器械点 (T1)	3点 × 7,063 × 0.90 (3点測設の加減率)	= 19,070円
(T2)	2点 × 7,063 × 0.95 (2点測設の加減率)	= 13,419円、
(T3)	1点 × 7,063	= 7,063円
	合計	39,552円

ウ 境界標の設置

木杭、プラスチック杭等境界標識は実費をする。

木杭	100円
プラスチック杭	300円
60cm未満コンクリート杭	1,000円

2 境界標埋設

境界標埋設とは、筆界点に永続性のある標識を設置するために必要な作業で、後日の紛争の発生を未然に防止する措置である。埋設後は、点間距離の検測を行う。

境界標の埋設作業が必要なものについては、隣接地所有者の承諾を得、委託者に確認して行う。永久標識の埋設は、一筆地測量(面積測量)着手前に完了する。

永久標識を埋設したときは、点の記を作成する。

(1) 作業内容

現行の報酬額基準は、筆界点の位置記録作業、埋設部分の掘削、根巻きセメント調合、永久標識固定作業、根巻き埋め戻し作業、筆界点の位置の確認、筆界点間距離検測、現況スケッチの作業で、調査士及び補助者1名の45分間の作業を標準とする。

(2) 成果品

点の記
境界標写真

(3) 報酬額基準の設定

9 cm角以上 (9 × 9× 60cm) のコンクリート杭の埋設 (コンクリート根巻き) 45分の標準作業

報酬額基準	1 点	11,160円
材料費実費	1 本	500円

金属標の埋設 (コンクリート掘削、埋め戻し) 等は、32分の標準作業で、

報酬額基準	1 点	7,810円
材料費実費	1 本	300円

鉄鋼芯付きプラスチック杭等の埋設等は、23分の標準作業で、

報酬額基準	1 点	5,580円
材料費実費	1 本	1,700円

金属標の埋設 (ブロック塀等構築物に設置する場合) は、11.5分の標準作業で、

報酬額基準	1 点	2,790円
材料費実費	1 本	300円

プラスチック杭 (永久境界標識でない境界標等) は埋設報酬を適用しない。

3 恒久的地物の測量

地積測量図に恒久的地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録する場合には、当該地物の存する地点に附合を付した上で、地積測量図の適宜の箇所にその符号、地物の名称、概略図及びその座標値を記録することになる。

恒久的地物について、観測点 (器械点、多角点、基準点) から座標値を測定する。

恒久的地物は、永続性がある隣接地の境界標、あるいは堅固な構築物等に測設し、観測点とすることも差し支えない。

(1) 作業内容

器械据付、障害物整理、観測、点間検測、点の記記録、器械移動の外業36分、データ整理、データ入力、点間計算・展開、点の記整理製図の内業32分の合計68分の作業が標準である。

(2) 成果品

地積測量図に恒久的地物を記載した場合に適用する。
座標値測定観測手簿、 計算簿、 写真、 点の記

(3) 報酬額基準の設定

観測点から恒久的地物の座標値を測定した場合。

報酬額基準 1 点 17,780円

恒久的地物を観測点にする場合。

報酬額基準 1 点 4,740円

引照点の記載は、地積測量図に記載し、所定の測量精度を必要とする。
地域区分により測量精度指数を設定する。

耕地（地図の精度区分乙2、乙1）は0.6。
村落地（原野、地図の精度区分乙1）は0.8。
準市街地（地図の精度区分甲3）は、1.0。
市街地（地図の精度区分甲3）は1.2。
過密市街地（地図の精度区分甲2）は、1.4。

(4) 報酬額の算定方法

市街地で、2カ所の恒久的地物の座標値を測定した場合。

17,780円 × 2カ所 × 1.2 = 42,760円
(報酬額基準) (恒久的地物)(測量精度相関指数)

第3章 申請手続き業務

第1 土地分筆登記の申請手続き

土地の表示に関する登記の申請手続きは、申請書、委任状、法定添付図面、共同担保目録等の作成及び申請書の提出、受領等を包括して行う作業をいう。

1 . 報酬額基準の設定

【内業2筆まで】報酬額基準 1 件 19,610円
【加算1筆】報酬額基準 加算1筆 4,850円

「照合図」報酬額基準 1件 1,160円

2. 報酬額の算定方法

現地調査終了後の地積測量図、申請書、委任状等登記申請に必要な添付書類等の作製は、定型的な作業のため、報酬額基準に沿った作業内容になるため固定額とする。

2筆の土地をそれぞれ分筆する場合において、同一の申請書で申請できるときは、2件の扱いとし、必要な作業内容、地積測量図作成、書面調査点検の作業について標準作業を150分として報酬額基準設定する。

【加算2件目】報酬額基準 1件 14,880円

第2. 現地調査費

現地調査費は、合筆、地目変更、滅失登記の申請事件における現地調査、及び、登記申請事件について登記官の現地調査に立会を行ったときに適用する。

1. 作業内容

(1) 合筆、地目の変更、滅失登記申請事件の現地調査

合併の調査に当たっては、土地が接続しているかどうか、地目が同一であるかどうかを現地において確認する。地目についての調査は、現況及び利用目的について、総合的に判断して行う。

(2) 登記官の現地調査への同行

登記官の現地調査に立会を求められ、申請の適否並びに真正について、職能的判断を述べることは、特に重要な作業である。

登記申請の「真正」の確保について責任のある調査士は、立会を求められた場合には、原則として必ず同行する。

2. 報酬額基準の設定（経験・難易度考慮、固定額）

地目や合筆の現地調査は、登記法や土地利用の関係法規等にも適合するかどうか、職能

的な判断を伴う作業である。

登記官の実地調査時の立会における同行は、調査士の職能上の判断を伴う作業であるから、固定額とする。

現地調査報酬額基準	1件	14,850円
-----------	----	---------

3. 報酬額の算定方法

調査士の職能的判断を伴う作業であるから、調査士が実際に現地を調査した申請事件について適用する。

補助者が対応した場合には、補助者について、作業時間相当分の報酬額とする。

現地調査報酬額基準	1件	7,425円
-----------	----	--------

第4章 審査請求

審査請求1件	16,210円
--------	---------

新たな疎明書面等を要した場合には、その報酬額を加えて算出する。

第5章 相談

【報酬額基準（時間従量額制）】	1時間	3,590円
-----------------	-----	--------

調査士業務に関連する事項について相談を受けた場合に適用する。

業務を受託した場合は、報酬の対象とすることはできない。

第6章 書類の作成等

第1. 書類の作成

1. 現地調査書（経験難易度・固定額）

現地調査書は、登記申請が「真正」であることの「立証資料」であり、調査士の職能判断の「適正」を証する重要書類である。

現地調査書は、可能な限り原本の還付の手続きをして長期保管する他、依頼人にその写しを交付する。

【報酬額基準の設定】

報酬額基準	1件	9,700円
-------	----	--------

2. 筆界確認書その他

(1) 文案を要するもの(枚数従量額・経験難易度)

地役権証明書、所有者更正承諾書、権利消滅承諾書、相続関係説明図、規約証明書等々。

【報酬額基準の設定】

報酬額基準	1件・1枚	4,850円
-------	-------	--------

(2) 文案を要しないもの(枚数従量額制)

所有権証明書、工事完了引き渡証明書、筆界確認書、立会証明書等。

報酬額基準	1件	2,425円
-------	----	--------

第2. 謄抄本交付手続き及び受領

登記簿、戸籍謄抄本、住民票、不在籍・不在住証明書

標準作業20分相当報酬額基準	1件	970円
----------------	----	------

第3. 原本の複製

【原本還付請求の場合】

10枚(枚数従量額)		970円
------------	--	------

第4. その他申請手続き及び受領

1. 現況証明願い申請・受領

報酬額基準 1件 8,200円

2. 軍用地証明願い申請・受領

報酬額基準 1件 7,400円

3. 軍用地立ち入り許可申請・許可書受領

報酬額基準 1件 11,200円

4. 仮換地分筆願い申請・受領

報酬額基準 1件 17,900円

第7章 附則

(1) 目的地まで往復20kmを超える旅費は、別途実費を加算できる。

1. 旅費について、自家用車によるときは、往復20kmを超える1kmについて
190円として実費を算定する。

2. 出張の移動時間

半日(2時間を超え4時間まで)の場合 24,270円以内

1日(4時間を超える場合)の場合は 48,540円以内

(2) 着手金、事前調費用、特別報酬

委託者との合意を得て定める。